

# ご存じですか？ 農業者の労災保険特別加入制度

労災保険は本来、労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して保険給付を行う制度ですが、一定の要件を満たす農業者について特別加入制度が設けられています。保険料を納付することで、農作業中に発生した事故に被災しても治療費や給付金を受け取ることができます。農業者を万一の事故等から救済し、補償をしてくれる制度ですので、ぜひ加入してください。

特定作業従事者には、年間農業生産物総販売金額が三〇〇万円以上又は経営耕地面積が二ヘクタール以上の規模であって、次の①～⑤までの作業に従事される方が対象となります。

## 特定作業従事者



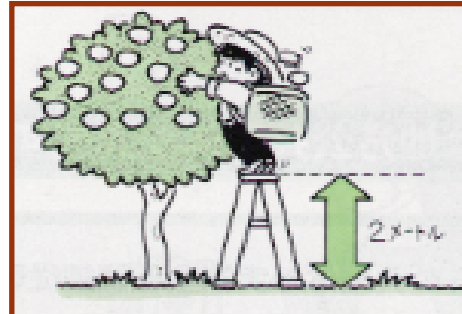
④ 農薬等の散布作業に従事



① 動力駆動による機械を使用する作業に従事



⑤ 牛、馬、豚に接触し、又は接触する恐れのある作業に従事



② 高さが2 m以上の箇所での作業に従事



③ サイロ、むろ等の酸素欠乏危険場所での作業に従事

なお事業場の規模を判断する上で、農家の集団が共同で作業を行ういわゆる「地域営農集団」又は農事組合法人において、年間の農業生産物総販売金額が三〇〇万円以上又は経営耕地面積が二ヘクタール以上の規模であれば、要件を満たすとされています。

## 指定農業機械作業従事者

自営農業者（家族従業者を含む）であって、次の機械を使用して耕作、栽培、採取の作業を行う方が対象です。

- ① 動力耕うん機、トラクター
- ② 動力溝掘機
- ③ 自走式田植機
- ④ 自走式スピードスプレーヤー及び自走式防除用機械
- ⑤ 自走式動力刈り取り機、コンバイン、その他の自走式収穫用機械
- ⑥ トラック、その他の自走式運搬用機械
- ⑦ 定置式又は動力揚水機、動力草刈機等の機械

